令和3年度 第1回 総社市入札等監視委員会審議概要

開催日及び開催場所

令和3年6月23日(水)午前10時00分~11時15分 総社市役所西庁舎301会議室

委 員 委員長 小寺 立名

委員 山田 孝延

委員 黒田 直樹 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1開会

2議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) この期間内の対象案件のうち各課の委託修繕等が46件です。新型コロナウイルス対策の関係で緊急随意契約が出ているのが少々目立ちますが、昨年と比較し2件の減と概ね同じ件数です。建設工事・建設コンサルについては40件でして、昨年から2割ほど減っておりますが、年度末でもあり工期の確保からもこの時期の発注が少ないのは好ましいものと考えます。

(委員) 先だって確認をお願いしていますが、工事の入札で設計価格を事前に公表しているにもかかわらず、設計価格を超える金額で入札している者がかなりあるが、これまでもこんなに多くあったのか。

(事務局) この1から3月ですと工事のうち概ね50%の案件です。昨年同時期は25%程度でした。

(委員) 何も弊害がなければ良いが、増えると困ることもあるのでは。

(事務局) 一昨年の入札で辞退が相次いだが1者残っていたので開札したら設計金額より高い入札額であって再度の入札を依頼したら辞退をされた。全者辞退が早く分かればその分早くその後の対応ができる。他自治体ではペナルティとしているところもあったので、ペナルティとするかどうかは別として、何らかの方法を検討します。

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 審議案件の選定について、当番の小寺委員より説明をお願いします。

(小寺委員) 今回は5件です。観光プロジェクト課の国民宿舎サンロード吉備路厨房空調機修繕は、その性質又は目的が競争入札に適さないということで2号随契ということですが、随意契約の理由を見る限り2号ではないのかなと。建築住宅課の西仮設住宅3号棟廃材撤去処分業務は、委託業務ですが随意契約の適用を工事又は製造の請負の金額で適用されていたことから。都市計画課の刑部三須線築造(2工区付帯)工事については2000万円あまりの契約額ですが、入札でなく競争入札に付することが不利として6号随契としていることから。上水道課の東部第5水源地更新工事は今回一番高額な案件であることから。同じく上水道課の小寺低区配水池築造工事については、応札者がなく入札が中止となっていることから、それぞれ内容を確認したいと思います。

抽出案件(審議順)

| | 契約方法 | 担当課 | 工事又は業務名 |
|----|------|-----------|----------------------|
| 修繕 | 随意契約 | 観光プロジェクト課 | 国民宿舎サンロード吉備路 厨房空調機修繕 |
| 委託 | 随意契約 | 建築住宅課 | 西仮設住宅3号棟廃材撤去処分業務 |
| 工事 | 随意契約 | 都市計画課 | 刑部三須線築造(2工区付帯)工事 |
| 工事 | 一般競争 | 上水道課 | 東部第5水源地更新工事 |
| | | | 小寺低区配水池築造工事 |

・日常的なメンテナンスを行っていると記載があ

どのくらいか。

うことか。

| 委員からの意見・質問、それに対する回答 | |
|--|---|
| 委員からの意見・質問 | 担当課の説明・回答 |
| 〇国民宿舎サンロード吉備路 厨房空調機修繕 | (観光プロジェクト課) ・厨房の空調機の修繕。随意契約としたのは、指定管理としている休暇村サービスが修繕や保守委託を依頼している業者であり、これまでこの施設の維持管理をしており、機器の状況を把握しているので、他者より安価に修繕できると考えた。 |
| ・起案文に通常はメーカー代理店により行うと記載があるが、通常はそういう形なのか。 | ・基本は市内に対応できる業者があれば市内業者 と思っているが、メーカーに確認したが市内にそ ういった者がなく、そうなるとメーカー代理店に なるのかと。 |
| ・過去に見積もりを徴したが高額であったという のはどのくらい高額だったのか。 | ・かなり以前のことであり具体的な確認は出来ていない。前任者もその前任者にも確認したが、同じ認識であった。 |
| ・起案の段階で過去の見積もりがどうであったか を確認したわけではなく、記憶でとなるのか。 | ・前任者に確認したが、その前からそのように聞いていると。 |
| ・高い安いというのはどうやって判断するのか。 予算と比較してなのか。見積もり合わせでもしないと比較しようがないのでは。この者に出すのが最も効率的で低価格なので本市にとって有利という裏付けがどうか。現に修繕対応をしている者だから安いというのは、一般的な経験則であり、だから2号でその者しかないから頼むというのはどうか。積極的な理由ではないように思える。 | ・そうかもしれません。 |

(事務局)

- るが、その期間はどのくらいなのか。取引期間は ・施設が完成したのは平成15年度です。
- ・そこからメンテナンス業務が発生しているとい ・そうです。

- 特に特殊なメンテナンスということではないの ・メーカーの商品であり、その者しか出来ないと カシ
- ・内訳書のなかに冷温水コイルの定価が記載され ているが、これはメーカー価格なのかカタログ価 格なのか。この修繕費のなかで一番高額なのはこ のコイル。あとは人件費や工事費だと思う。ここ の価格比較は必要かと。
- ・最も効率的で低価格あると認められると記載し てあるが、効率的なのは現状熟知としてそうなの かなと思うが、低価格というのはこの文書を見る だけでは読み取りにくいなと。今後の発注にあた っては、市にとって価格的にも有利なのかを慎重 に判断していただきたい。

- いうものではない。
- 把握していない。
- ・施設オープンから20年近くなり修繕が増えて いる。メーカーなど見積もりをとり、総社市に一 番いい方法を検討していきます。

〇西仮設住宅3号棟廃材撤去処分業務

(建築住宅課)

- ・全体では11棟ありすべてまとめて撤去したか ったが、1棟について建物部分を移設して再利用 したいという申し出があり、その1棟だけを残し ていた。結果として廃材だけでなく基礎杭、地中 の配管が残ったので、他の10棟を解体撤去工事 した者が現場をよく把握しているので随意契約 でお願いしたもの。
- ・廃材を産廃として処分する業務か。
- ・もともとは業務委託ということで50万円以下 の1号随契というふうに進めていたと。
- ・工事だと130万円まで随意契約できる。委託 ・工事が主として捉えた。 だと50万円。完了時に完成品がないから工事請 負でなく工事委託として発注というのはどうい うことか。
- ・起案文書の中で予定価格が50万円以下であっ たと記載していので、もともとは委託という認識 だったのでは。
- ・起案の途中で気づいたと。
- ・理由は第6号。市として工事とつけば委託であ っても130万までいけるのか。

- ・廃材処分と木杭を引き抜いて処分。地中にある 配管を撤去して処分。
- ・建設工事の業務であり、建設工事として130 万円がラインの1号随契として認識していた。
- ・起案当初は委託という認識であったが、起案を 稟議していくなかで、工事委託なのだから130 万円ではないのかと話になり訂正した。
- ・そうです。

(事務局)

・単に予算科目でなく実質的な中身で判断となる のでは。起案文書にそういったところを詳しく記

- ・見積書を見て50万超えているから、訂正して 直した訳ではない。
- 現場で打ち合わせをして決めたと。
- ・工事をこの者に依頼したのはこの現場を熟知し ているから。
- ・移築の工事はどこが施工したのか。
- ・他の10棟とあわせて一体的に施工できなかっ たのか。工程管理はどうなっているか。他の10 棟も随意契約か。
- ・価格として解体工事で出したものと、今回の随 意契約としたものの比較はどうか。元々の入札の 価格と、10棟と1棟で比較は難しいか。
- ・業務と言いながら130万円で工事を適用する のであれば、もう少し詳しく起案に記載しておいしった。今後は記載するようにします。 た方がよい。

〇刑部三須線築造(2工区付帯)工事

・この工事は国の補助がなく単市ということか。

載していればよかったのではないか。

- ・最初は処分だけを考えていたので、委託で進め ようとしていたが、杭を抜いたり配管を撤去した りとすることが主となり、工事という扱いが適切 と判断した。
- ・そうではない。事前に職員が見に行ったら、ご みだけでなく杭も配管もあった。ごみだけが残っ ているかと思っていたが違った。
- ・そうです。この1棟以外の解体を施工している ことから熟知している。
- ・市の発注の工事等でなく別の者です。
- ・最初は3棟残す予定が1棟となったもので、な かなか方針が決まらずに、時期的なものもあり、 この1棟が残ったもの。

(事務局)

- ・10棟は入札しています。
- ・随意契約をした会社のみ価格は確認できる。一 体で出せればよかったが時期的にずれたため分 けて発注した。10棟はまるまる全部だが、1棟 は必要なものだけ持って行ったので、残ったもの が違う。単純には比較できない。
- ・当初の段階と異なったことからこうなってしま

(事務局)

- ・元々の工事が工法変更もあり工期が年度をまた ぐことになったが、補助金の都合から年度末に打 ち切らざるを得ず、かといって発注済の材料や使 用重機の契約も打ち切ってこれから入札して他 者というわけにもいかず、契約金額が2200万円 余りであるが、現在施工中の者と契約することが 最も良いと判断し、競争入札に付することが不利 ということで6号の随意契約とした。
- ・元々設置までで発注していたが、地盤改良と仮 設工事が追加で必要となり、全国的に少ない工法 で重機が3月にならないと来ないとなり、県にも 相談したが、令和元年から令和2年度に繰り越し た予算の補助だったので、地盤改良まででいった

- ・仕切り直しの工事も補助がついている。
- ・発注した段階の設計ではこれでいけるとして発 注したが、現場に入るとこれではだめとなった。 設計は誰がするのか。
- ・当初の設計段階では見抜けない。現地に入らな いとわからないものか。
- ・随意契約であるが電子入札システムを使用する のか。
- ・見積もりが1回目2回目とあるのは。

- ・1回目の金額は予定価格を超えていたというこ とか。
- 業務の内容とは全く別のものか。
- ・元々入札した金額は全額支払っているのか。
- ・減額というのはこの付帯工事の契約額と同じ か。一般競争での当初の金額から落とした金額は どのくらいになるのか。

・全部令和2年度内に終わっているのか。

ん打ち切って、設置のみを令和2年度の予算を使 って発注した。クレーンも県内に数台しかないも のであり、受注者が変わるとまたクレーンも業者 が契約しなおさなければならないこともあり、随 意契約でお願いした。

- ・そうです。
- ・設計はコンサルタントに出した。現場に入って 再度調査をしたところ、当初の設計の工法では難 しいとなり、色々な工法を検討した。当初設計の コンサルタントにも再度設計をさせた。
- ・時と場合によると思うが、今回の場合は事前に わからなかった。

(事務局)

・基本的には入札でも随意契約でも電子で行って おります。

(事務局)

・随意契約は設計価格を事前公表していません。 見積金額を設計金額以下であればよいとして比 較すると、入札の時は落札率が88%余りであっ たのに、高止まりになったのではないかというの を避けるため、予定価格は落札率を加味して設定 した。その結果、1回目の見積もりでは予定価格 に少し足りなかったので、2回目の見積もりを依 頼し契約することとなった。

(事務局)

- 少し超えていた。
- ・追加の工事ということは、最初の入札のときの ・最初の入札から一部分を切り離し追加工事とし た。
 - ・この一部分を落として変更して契約している。
 - ・当初の金額から今回の随意契約の金額くらいを 落としている。工期が許されれば、工法変更にか かる増額などをまとめてすればよかったが、打ち 切りになったので、設置等にかかるものは減額し て次に随意契約とし、地盤改良など追加したもの については、当初入札に変更増として計上した。 設計する際に諸経費なども全体を考慮し再計算 して市が不利にならないよう考慮した。
 - ・付帯工事は年度がかわって今年度の6月末が工

期となっている。

〇東部第5水源地更新工事, 小寺低区配水池築造 工事

・どちらも金額が大きく、工期も令和5年度末と

長期なもの。片や一般競争入札、片や総合評価方

式となっているが、どのように切り分けているの

担当課でどういう方式で施工したいというものではないのか。

- ・それぞれ共同企業体であるが、甲型と乙型とあるがどう違うのか。
- ・それを決めるのは担当課ではない。

- ・乙型は建築・土木担当、電気担当、機械担当と分けているがこれも工事内容によるのか。
- ・東部第5の方の入札参加資格要件で、営業所等 の所在地とあるが、③は総社市以外で岡山県内に 本社・本店のある者ということか。
- ・金額が大きな案件の場合,例えばこれより大きい場合,岡山県内というしばりはどうなるのか。

(上水道課)

- ・東部第5水源地については、条件付き一般競争 入札とし、3JV が応札し、低入札価格調査を経 て令和3年2月25日に契約を締結した。小寺低 区配水池築造工事については、総合評価方式によ る条件付き一般競争入札で公告したが、応札者が なく不調となった。
- ・指名委員会で判断しているので、こちらではわからない。
- ・そうではない。

(事務局)

・建築工事で1億以上、その他の工事は4000万円以上は一般競争入札というのは決められています。総合評価方式は、どのくらいの金額だから規模だからという基準はありません。金額や規模を勘案しながら判断しております。

(事務局) 甲型は建築ですと建築業者の JV で共同で行うもの。乙型は例えば、建築・電気・機械の各業者の JV で分担して行うものです。

そうです

(事務局)

・担当課の希望としては、この入札両方を一本で 大手に出せないか、電気設備は緊急時のこともあ るから近場の実績のあるところがいいというも のはありました。

(事務局)

・これまで建築系の入札ですと建築業者で JV, 電気業者の JV, 機械業者の JV という別契約の形になるが, 県内他市の最近の水道施設の発注も見ながら, 今回出した形のほうがより適していると判断した。

(事務局)

・そうです。

(事務局)

・それほど大型案件がないので、どうなるかわかりませんが、数年前の総社小学校は金額ではこれ

より大きくても岡山県内しばりでした。

・個別の案件で決めているということか。

(事務局)

・そうです。

・この位の金額で工期も長期間ですし、ちゃんと 遂行できるのか。会社の財務的なところもあるだ ろうし、エリア的なものでしばってしまうと、完しれば、ある程度の業者数があることを考慮しま 工までいかないリスクも考えられるのかなと。

(事務局)

|・県内にしばってしまうと数社しかないとかにな す。

・小寺配水池の応札がなかったのはどういう理由 が考えられるのか。

・東部第5水源地と小寺配水池は連携する施設で あるので、同時に発注して完成時期を合わせたい というのがあった。水源地のほうは3年程度必要 だが、配水池は2年あれば工期として足りるもの であった。同時発注で業者が連携してやってほし いとして公告したが、技術者が3年間拘束される のがネックになったのかなと思っている。

今後どうするのか。

・今年度中には再度公告したい。中身を全く同じ というわけにはいかないので幾らか手を加えた

・この2件が関連する工事ということであるな ら, 東部を落札した者が名乗ることが出来たので は。

・工事の工種が違うので、難しいと思います。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は9月定例会になります。令和3年9月24日(金)の午前 10時からでお願いいたします。選定の当番は山田委員になります。よろしくお願いします。

3閉会

(事務局) 以上をもちまして令和3年度第1回の委員会を終了します。

令和3年度 第2回 総社市入札等監視委員会審議概要

開催日及び開催場所

令和3年9月24日(金)午前10時00分~11時35分 総社市役所西庁舎301会議室

委員 委員長 小寺 立名

委員 山田 孝延

委員 黒田 直樹 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

- 1 開会
- 2 議題
- (1) 報告事項
 - ・審議対象期間の契約状況について

(事務局) この期間内の対象案件は365件です。そのうち各課で契約している委託料・修繕は283件でして、昨年の4月から7月より1割ほど減っております。今回は新型コロナ担当部署が業務繁忙であったため提出出来ていないこと、また今年の7月までは雨による災害対応が少なかったことが件数の減った主な要因です。建設工事・建設コンサルについては82件でして、こちらも昨年比で2割ほど減っております。全体として3年前の災害復旧が落ち着いたことと、工事の予算が減ったことにより発注も減っております。また、前回の委員会で指摘のありました、設計価格以上の応札については、今月発注の入札案件から失格扱いとしました。業者への通知にも記載しております。

また、先だって山田委員より確認の依頼がありました工事について指名競争よりも随意契約で落札率が低いものがいくつかあった件ですが、確認したところ施工内容に問題はございませんでした。落札率については、随意契約は最低制限価格制度の適用がないことと、春先の時期で工事件数が少ないことから、各社頑張って安く応札されたのかと思います。なお、手間がかかる工事については、随意契約でも落札率 100%のものもございました。

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 審議案件の選定について、当番の山田委員より説明をお願いします。

(山田委員) 今回は7件です。スポーツ振興課,図書館,教育総務課の3件の修繕は,予定価格が130万円を超えないから随意契約とされていますが,この取替修繕が施設修繕に該当するのかどうか。下水道課のポンプ緊急仮設修繕は,設備の構造,仕様,状況等を熟知している必要があるとして2号随契としながら,2者から見積もりを徴していることから選びました。上水道課のシステム更新は,1者随契の理由はどうなのかということと,工事監理業務は競争入札に付することが不利ということで6号随契とされているので,その内容について確認します。財産管理課の庁舎実施設計も同様に6号随契で競争入札に付することが不利という内容を確認したいと思います。

抽出案件(審議順)

| ALL MIALL CHICAGO | | | | |
|-------------------|------|---------|-------------------------|--|
| | 契約方法 | 担当課 | 工事又は業務名 | |
| 修繕 | 随意契約 | スポーツ振興課 | 総社市スポーツセンターサブアリーナ休憩室エアコ | |
| | | | ン取替修繕 | |
| 修繕 | 随意契約 | 図書館 | 総社市図書館1階開架室照明器具取替修繕 | |
| 修繕 | 随意契約 | 教育総務課 | 昭和中学校 音楽室エアコン取替修繕 | |
| 修繕 | 随意契約 | 下水道課 | 長良浄化センター 汚泥引抜ポンプ緊急仮設修繕 | |
| 委託 | 随意契約 | 上水道課 | 公共事業積算システム「明積7」 | |
| 委託 | | | 東部第5水源地重点工事監理業務 | |
| 委託 | 随意契約 | 財産管理課 | 総社市庁舎建設実施設計業務 | |

| 委員からの意見・質問,それに対する回答 | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 委員からの意見・質問 | 担当課の説明・回答 | | | | |
| 〇総社市スポーツセンターサブアリーナ休憩室 エアコン取替修繕 | (スポーツ振興課) ・施設に備え付けのエアコンが老朽化により故障したため, 施設の一部として取替修繕をしたものです。 | | | | |
| ・修繕になるのか、設備全部を取り換えた方がいいのかというのはあらかじめ把握していたのか。 | ・修理可能なら修理でと思っていましたが、老朽化しており部品も無いものがあり、全部の取り換えが必要と判断しました。 | | | | |
| ・その内容は職員が確認したのか。 | ・指定管理の施設であり、指定管理者が確認し参 考見積もりを徴しました。 | | | | |
| ・見積もり合わせをして一番安価な者と契約したのか。 | ・そうです。 | | | | |
| ・この見積もり相手はどのように選定したのか。 | ・普段からこの施設で修繕等をしている者です。 | | | | |
| ・予定価格の設定はどのようにしたのか。 | ・指定管理者が業者から参考見積を徴していたの で、その額を参考としました。 | | | | |
| ・参考見積はこの3者と違う者からか。 | ・この3者のうちの1者です。 | | | | |

・予定価格と落札率がこれだけ違うと、参考見積 が妥当な価格かどうかわからない。元々付き合い のある者ということだが、視野が狭くなっている のかなと。参考見積もりを徴する者と本見積もり を徴する者を変えるとかできないか。予定価格は これくらいの価格が許容範囲という基準だと思 うが、今回の見積もりの結果は、かけ離れている。 予定価格が参考にならないのでは。予定価格と比 知文を出していますが、修繕であるので複数者か

・頑張って安くしていただいたと思っています。 また、参考見積とはいえ、現場を見ていただいて 見積もりを頼むので、見積もり合わせに参加でき ない者に見積もりを頼むのはいかがかと考えて います。

(事務局)

・出来るだけ複数者に文書で依頼するようにと通 較して安くできてよかったと言えるのかもしれ┃ら見積もりを徴することが難しかったのかもし

ないが、そもそも予定価格自体が高すぎだという ことにならないか。

- ・エアコンが付いていない部屋に新設で取り付け る場合はどうなるのか。修繕なのか。
- ・元々あるエアコンを直すなら修繕だと思うが、 取り換えが修繕でいいのか。エアコンを購入して 取り付ける場合に随意契約できる金額ラインは「ンです。 いくらか。
- ・修繕の明確な定義はないのか。会計上の固定資 産にあたるかどうかでいうと, 例えば壁紙の一部 を取り換えるなど原状回復するものは修繕で、機 能の追加やアップグレードは資産に計上する。エ アコンの修繕なのか取替なのか、どう考えるべき か。会計上の考え方と完全に一致はしないと思う が、全庁的な考え方として検討したほうがよいの では。

〇総社市図書館1階開架室照明器具取替修繕

- ・内容的には先ほどと同様の話になるが、照明を LEDに取り換えたと。修繕という位置付けで 130万円に収まるから随契とした。取り換えて新 しくしたのが本当に修繕でいいのかと。先ほどの 話では、アップグレードについて、会計上は資産 計上になるということだったが。
- ・会計上は、電気工事もあわせて行うような場合 は資産計上ということで修繕の範疇から外れる と考えられるが、工事も行っているのか。
- 物品として台帳管理はしているのか。
- 電球もしているのか。
- 金額か何かで区分しているのか。
- エアコンは備品か。

れません。担当課において参考見積額がギリギリ の金額なのか、あくまで参考としての金額なのか の把握が出来ていないのかもしれません。

修繕にはなりません。

(事終局)

・購入と判断すれば、80 万円が随意契約のライ

(事務局)

・新たな購入となると予算が付きづらく, 既存の ものの修繕となると予算が取りやすいという面 はありますが、考え方を今後整理する必要がある と感じています。

(図書館)

・今回は電気工事も行っています。

(事務局)

- ・しています。
- ・電球自体は消耗品として扱っている。
- ・例えば、事務机だと備品ということでシールを 貼り, 台帳管理をしています。

・1万円以上のもので、長期間変わらず使用でき るものを備品として扱っています。

(事務局)

・大まかには、家庭用のものを付けるものは、物 品として備品扱いとし、天井にはめ込むような大

- ・財産の管理としては建物の一部ということか。 今回のLEDにしてもそうか。
- ・4者から見積をとっているが、結構値段の開きがある。予定価格はどのように算出したのか。
- ・実際の見積金額はかなり安くなっているが。
- ・参考見積を徴する際には、合い見積もりを前提としていないのか。
- ・その後に複数者から見積もりをとるとこれだけ 下がる。そこまで理解しているのか。
- ・一般的な話で、予定価格の参考に見積もりをも らったが、そういった者が最終的に落札となるこ とが多いのか。
- ・これが修繕でなく購入であったとすると、最低 制限で引っ掛かってしまうのでは。
- ・参考見積は1者でいいのか。
- ・LEDに取り換えるだけなら難しくないと思うが。見積もり結果をみるとばらつきがある。手間がかかると思うが、もっと多くの者から見積もりを徴することは出来ないのか。

〇昭和中学校 音楽室エアコン取替修繕

・内容としては前2件とほぼ同様で、エアコンの 取替ということで、購入であれば80万円を超え ているので随意契約できないが、工事又は製造の 請負という扱いとし、130万円ギリギリで随意契 約している。参考見積は何者徴したのか。

なぜその者なのか。

型のものや電源から改修が必要なものは工事扱いとしています。

(事務局)

- ・建物の一部という位置づけです。
- ・予算取りの際に参考見積を徴した。
- 競争が働くと安くなるという認識です。
- ・どの程度の金額になるのかを調べるため、参考 にもらっている。
- ・長年されているので、金額によっては見積もり 合わせになることは理解されていると思う
- ケースによると思います。

(事務局)

・購入の場合、最低制限価格の設定はできません。

(事務局)

・出来るだけ複数者から徴するのが望ましいとしていますが、修繕だと現場を見てもらう必要があるので難しい面があるのではないでしょうか。

(事務局)

・改めて参考見積の徴し方について周知します。

(教育総務課)

・参考見積は1者です。

・学校施設に精通しており、学校から見積もりを

- 落札もその者か。
- ・見積もりの詳細がついているが、落札者の値引 きがすごい。性能等は大丈夫か。
- ・見積3者は実績のある3者か。
- 実績のないところから見積もりを徴するケース はないのか。
- ・最低価格の者に絶対お願いしなければならない ということなのか。全く見積もりをとったことが ない者からもとったとして一番安かったが、そこ はどこまでできるかわからないので、二番目の者 にお願いするということはありうるのか。
- ・通常は価格勝負だと思うが、取引実績のある者 のみの見積もりは良くないのでは。価格もそうだ し技術もそう。普段、取引のない者も入れてみて はどうか。総合的に判断して、その者にお願いし なくても、見積もりをとってやり取りしたことが その後に役に立つのでは。
- ・さきほどから続けて同じ者からの参考見積。頼 みやすい、よくしてくれるという面があるかと思 うが、ちょうど130万円のラインに持ってきて 随意契約でお願いします、とならないか。

- ・市内業者ということで見積もりをとる場合に実 ・工事・物品などでは、業者登録があり、そこで 績がある者の把握はできると思うが、その他の者 は把握できるのか。
- ・そこからピックアップすると。

徴してもらった。

- そうです。
- 製品の仕様書は提出してもらって目は通してい る。音楽室である他の学校とも大きさもほぼ同じ なので、同等のものは求めており、性能等につい ても大丈夫だと思っている。
- そうです。工事でも実績のある者です。
- ・例えば、実績のない者に近接したところを修繕 する場合はあるかもしれませんが、学校の場合、 新規でというケースは、ほぼないのではないでし ようか。
- ・ありえます。

(事務局)

- ・参考見積を複数から徴する方が適正な予定価格 となり、よいことだと思います。随意契約につい ても, 基本的には最も有利な価格でという前提が ありますが、一方で市内業者の育成という観点が 市役所にはあります。また、たとえば電気工事で いうと, 市内の業者数に限りがあり, そのあたり のバランスをとりながら、どこまで広げるのか考 える必要があります。大規模なものや市内業者で できないものは範囲を広げています。どこまでが 小規模かということはありますが、随意契約案件 は、市内でできるものは市内で、と考えています。
- 把握できます。

(事務局)

・そうです。いずれにしても市役所として色々な バランスを考慮していきたいと考えています。

〇長良浄化センター汚泥引抜ポンプ緊急仮設修

(下水道課)

- ・運転を総合制御で行っている施設であり、修繕 を行う場合, 設備の構造・仕様を熟知している必 要があることから2号適用として随意契約とし ました。いつ故障してもおかしくない状態であ り、緊急に修繕する必要があるので、競争入札に 付する時間がないと判断しました。
- 「仮設でポンプを設置し」とあるが、どういう 意味か。
- ・3台の内、2台が故障で休止しています。本来 交互運転するものですが、残りの1台でなんとか 運転しています。その能力も低下しており、ポン プの部品の中には製造中止のものもあります。動 くうちに緊急に仮設で別のものを付けて機能を カバーするものです。
- ・将来的には抜本的に更新していくのか。
- ・そうです。
- その予定はどうなっているのか。
- ・費用の問題があり、また、今の製品と他のもの を併用できないか、あるいは全部変えないといけ ないのかということもありますが、総合制御して いる施設なので、現段階では全部まとめての更新 が難しいため、仮設として処理を止めないように して部分的に更新していくことになると思いま す。
- ・2者から見積もりを徴している。どちらの者で もこの修繕自体はできるということか。
- ・施設を設計した者に相談しました。通常のメン テナンスには今回の契約者が多く入っています。 もう1者は施設を建築当時に下請でされていた ことから詳しいだろうと判断しました。
- ・2者でできるものについて、2号随契としたこ とをどのように考えていますか。
- ・特殊なものであり、設計元に相談したらこの工 法になるとのことでした。内容として1者見積な のか複数者になるのか検討しましたが、当初建設 時の下請けの者が別にいたので、その者ならでき るかもしれないということで、特殊ではあります が2者から見積もりを徴しました。
- ・2号随契は限定的なものという認識。特定のも のでしか納入が出来ないとか条件があるはず。そ の判断は各部署でするのか。専門委員会のような ものにかけて判断するのか。
- (事務局)
- すべてではないですが、ほぼ各部署です。

・技術的なところで、本当にそこでしかできない のかという判断は難しいのでは、部門を飛び越え

(事務局)

・市長部局ですと、こういった契約は契約検査課 てジャッジする部署とか,組織全体として相談で | に文書で合議という形で相談があります。ただ,

きる部署はないのかなと思うが。

・専門性が高くなればなるほど、担当課の判断を 否定するのは難しいと思うが、それはあまり良く ないと思っている。担当課の判断が正しいかどう か別として、担当課と同等の能力を持っているセ クションがないと、そのまま最後まで通ることに なりかねない。リタイヤした人など、専門分野に 精通した人の活用なども考えられないか。

相談はありません。

(事務局)

・2号随契は、乱用すべきものではないと思っています。気になったところは確認をしていますが、あまりに専門的なことだと確認が難しい面はあります。随契理由の適用についても、まずは担当課の判断になりますが、できるだけ客観的に判断するとともに、乱用しないよう周知していきたいと思います。

下水道課は企業会計なのでそういった文書での

〇公共事業積算システム「明積7」

・開発元と契約するとなると、費用的にこれが妥 当というのはどう判断するのか。

・金額のチェックとしては、以前のシステムとの

比較か。14事業体との比較はしていないのか。

- ・元々はパッケージソフトなのか。
- ・パッケージ金額は公表されていないのか。
- ・契約額が基本料金とカスタマイズした額はどう把握したのか。
- パッケージの基本料金で契約したのか。

(上水道課)

- ・積算システムは従来から導入していましたが、 今回水道事業に特化したものを導入しました。効 率化を図るため導入している自治体も多いこと から、そのシステムを開発している者と契約を締 結しました。
- ・平成30年まで広島にある者のシステムを使っていたが倒産してしまい、下調べやデモをする時間がなく、急遽、本市の土木課等が使用しているシステムを入れました。これは土木工事に特化しているものので、2年ほど使いましたが、水道工事では使い勝手が悪いものでした。また、本市の水道事業仕様にカスタマイズを頼んでも、できないと言われました。設計本数も多く効率が悪いということで、今度は色々と調べたところ、元々使っていたシステムの提携先を見つけました。そこは県内の14水道事業体に納入実績があり、カスタマイズもしてくれました。非常に使いやすくなりました。費用面では、以前のものに比べ年間で10万ほど高いですが、使い勝手や効率化を考えれば有利と考え採用しました。
- ・そこまで調べきれていません。また, ライセン ス数によって金額も変わると思います。
- ・そうです。そこから総社市仕様にカスタマイズしてもらいました。
- ざっくりとした基本料金はあります。
- カスタマイズ料金はかかっていません。
- そうです。

・契約額が高いのか安いのかよくわからない。比較対象がないのかもしれないが、過去との比較以外に、妥当な額であることについて何かしら説明できたほうがいいのかなと思う。

〇東部第5水源地重点工事監理業務

- ・説明のとおり、設計者と分けるのは責任が不明確となるため、入札に付することが不利になるということはわかるが、金額の妥当性はどうか。入札にかけたらもっと下がるのではないか。価格面のコントロールはできているのか。
- ・設計と監理を一体で発注しないのか。分ける必要があるのか

- ・1者による随意契約なのに、電子入札システムを使用しているのは、
- そのまま見積もりを紙ベースでもらえばよかったのでは

〇総社市庁舎建設実施設計業務

(上水道課)

- ・基本設計及び実施設計を契約した者と契約しました。現施設を運用しながら更新工事を行うという難易度の高い工事内容を熟知している必要があり、実施設計等を行った者と別の者と契約すると責任の所在が不明確になること、また、業務の効率性が著しく低下することから随意契約としたものです。
- ・基本設計のときには入札としたので、その入札 率を掛けた数字で随意契約という形をとりました。入札と同じように競争が働いたと思っていま す。
- ・これまでは、そういう発注をしていましたが、 今後は設計と監理をまとめた発注も考えていま す。設計した根拠を市役所と打合せしながら決め ていくので、熟知した上で理由を建設業者に伝え られるような仕組みが必要です。この更新工事は 10億の物件であり、本来担当者が専任でするも のですが、技術職員に余裕がないので、民間の力 を借りながら滞りなく施工していく必要があり ます。

(事務局)

・電子入札システムという名称ですが、入札に限らず随意契約もこのシステムで行うことができます。上水道課から電子入札システムで執行する起案の写しが届いたので、契約検査課でシステムに入力作業等を行っております。

(事務局)

・今回のようなケースであれば紙ベースでも良かったかと思います。次の案件の庁舎建設実施設計業務については、価格交渉があったため、システムでなく紙ベースで見積をいただきました。

(財産管理課·契約検査課)

・庁舎建設の基本計画,基本設計が完了し、次の 段階の実施設計業務について,競争入札に付する

- ・設計書の作成は建築物の種別によって基準があるが、それと比較して行っているか。
- ・価格の交渉はどのように行うのか。まけてほしいという話をするのか。基準があって、これくらいの金額にしてほしいというものなのか。
- ・スタートラインが約2億3千万円。これが通常 どおりで設計した額か。
- ・どのくらいでと価格のラインを伝えるものなのか
- ・どこかで妥結するのだろうが、基準がないとき にどこで折り合いをつけるという判断が難しい のでは。感覚的にここまでが限界でというものな のか、客観的には難しいものなのか。
- ・基本設計,実施設計,工事監理の3つがあって,総社市の場合は,3つに分けている。基本設計と実施設計が別の者になる可能性があるのなら,基本設計の内容をより丁寧に決めておかないといけないので,その難易度が変わる。実施設計まで任されるのであれば,基本設計はこのあたりでいいという兼ね合い。今回は実施設計だが,監理は別にある。別の者になった場合に,きちっと図面上で指示できるのか。監理も同じ者ということであれば,もう少し交渉してもよかったのかなと。3つの兼ね合いをどう考えるかだと思う。
- ・3つに分けている場合、プロポーザルでなく入 札の場合では、最初の基本設計だけ安くなること もある。庁舎建設といった大規模の建設工事はめ ったにないから、当初から考えておいた方が良か ったのでは、
- ・基本設計時は、プロポーザルで山田委員も入って審議されているのだから、今回も意見をお聞きしてから、という仕組みがあってもよかったのでは。
- そういうことを相談することはできないのか。

- ことが不利として随意契約としました。随意契約の理由は、概ね先ほどの上水道課の案件と同様です。ただ、基本設計等をプロポーザルとしたので、上水道課の案件のように先の入札の落札率が使えないため、目標を予定価格の80%として価格交渉をしました。
- ・設計書は国交省の告示による基準どおりで作成しています。
- ・単に基本設計等をしているからお願いしますというのは、価格面でどうかとなりますので、価格交渉をしました。基本設計等を競争入札としていれば、その落札率をとなりますが、価格競争でなかったのでそれが使えませんでした。目標としては80%位であったが、結果として少し上回りました。
- ・面積などによって基準があるのでそのとおりに算出しています。
- ・価格のラインは伝えていません。初日では決着 せず、持ち帰っていただき後日再度交渉しまし た。
- ・監理についても随意契約とするなら価格交渉を した方がよいと理解しました。

・市役所内の契約関係においては、契約検査課が

工事とか建設関係、システム構築などで専門的知 相談の相手となります。また、過去の経験者や再 識を有する人が内部にいない場合, 内容が適して いるか相談する場というのはあるのか。

- ・知識がないと価格交渉力も落ちてくる。外情報 がない中で価格交渉するのは、相手方にとって組 みやすい相手と思われてします。全体のコストを 下げるために、たとえば外部の専門家の活用など を考えていいのでは。
- 議会や市民の方に対して説明する上でも、がん ・わかりました。 ばって価格交渉したとはいえるが、外部の人から 価格の適正さ、契約内容の適正さのチェックを受 けたという手続きがあってもいいのかと。この件 だけでなく、今後、監理業務もありますので、色々 と検討してください。

任用の職員として残っている方などにも相談し ています。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は1月定例会になります。令和4年1月14日(金)の午前 10時からでお願いいたします。選定の当番は黒田委員になります。よろしくお願いします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして令和3年度第2回の委員会を終了します。

令和3年度 第3回 総社市入札等監視委員会審議概要

開催日及び開催場所

令和4年1月14日(金)午前10時00分~11時20分 総社市役所西庁舎301会議室

委員 委員長 小寺 立名

委員 黒田 直樹 3名中2名の出席であり委員会は成立

次 第

- 1 開会
- 2 議題
- (1) 報告事項
 - ・審議対象期間の契約状況について

(事務局) この期間内の対象案件は180件です。そのうち各課で契約している委託料・修繕は106件でして、昨年の8月から11月の累計より1割ほど減っております。コロナ関連や下水道の接続など増えたものもありましたが、雨による災害対応が少なかったことが主な要因です。建設工事・建設コンサルについては74件でして、こちらは昨年比で4割ほど減っております。全体として3年前の災害復旧が落ち着いたこと、また各課の発注が予算減などからかなり減ったことが要因です。

(2) 審議事項

・審議対象案件の審議

(事務局) 審議案件の選定について、当番の黒田委員より説明をお願いします。

(黒田委員) 今回は4件です。建築住宅課の市営住宅の空家修繕は複数の部屋をまとめて入札としているものもあれば、個別の部屋単位で随意契約としているものもあることから、その意図を確認しようとするものです。選挙管理委員会事務局の選挙ポスター掲示場作成業務は、市議選挙は入札とし衆議院選挙は随意契約としていること、およびいずれも落札率が低かったことからその内容を確認するものです。

工事では総合文化センターの耐震補強工事と総社一宮バイパス配水管布設工事がいずれも 1億を超えた契約であることから選びました。

(事務局) 黒田委員に選んでいただいた際には、新型コロナウイルス対策室が契約した警備業務 についても対象となっておりましたが、3回目接種の関係で業務都合がどうしてもつきませんで した。また次回に都合がつけばとさせてください。

抽出案件(審議順)

| | 契約方法 | 担当課 | 工事又は業務名 |
|----|--------------|-------------|--|
| 工事 | 一般競争 | 建築住宅課 | 総合文化センター特定天井等耐震改修工事 |
| 修繕 | 指名競争 随意契約 | 建築住宅課 | 市営浅尾住宅 0-1-1 ほか5部屋空家修繕外 |
| 工事 | 一般競争 | 上水道課 | 総社・一宮バイパス配水管布設工事 |
| 委託 | 随意契約 指名競争 | 選挙管理委員会事務 局 | 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所 裁判官国民審査公営ポスター掲示場の作成設置,維 持管理及び撤去委託業務外1件 |

委員からの意見・質問

担当課の説明・回答

〇総合文化センター特定天井等耐震改修工事

(契約検査課・建築住宅課)

- ・市民会館の特定天井及び併設している中央公民館の耐震補強工事。事後審査型一般競争入札とし9月15日に公告,10月14日に開札したところカザケン総社支店が落札した。応札は4者。落札率は89。6%。
- ・一般競争入札ということで、一般といいながら 参加したのは全者地元企業か。
- ・2者が市内業者で1者が市内に支店のある者。 1者が市外の者です。
- ・一般競争なので地元の者でなくても東京にある 者でもどこでもいいのか。何か制限はあるのか。
- ・公告の中に営業所の所在地として、市内に本社 または本店のある者。市内に営業所または支店等 のある者。県内に本社または本店のある者と記載 しており、いずれかに該当する者になります。
- ・一般競争の場合も要件を絞って地域限定にするものか。
- ・工事の規模にもよります。市内業者のみのこと もありますが、広くしても概ね県内業者位です。 ただし、今後出てくる本庁舎新築は規模が明らか に違うので、もっと広くなるかもしれません。
- ・地域を絞っているが指名競争とせず一般競争と したのは何か要件があるのか。
- ・建築案件は1億以上が一般競争としています。
- ・一般競争とする場合、公告なので市の掲示板に 貼るのとホームページに公表する以外に個別に 案内するとか、建設の組合等に通知をしたりする のか。
- ・先ほど言われた市の掲示板への掲載をしています。また、県内のほとんどの市町が参加している 入札公開システムがあるので、そこの総社市の欄 に掲載されます。あと、発注見通しで四半期ごと にどんな工事をいつ頃に発注するか公表しています。
- ・発注見通しはホームページで公表か。
- ・発注見通しはホームページで公表しています。
- ・落札者の施工実績で過去の実績を問うている が、総社市との実績はどうなのか。この位の規模 のものはあるのか。
- ・具体的な工事名は思い出せませんが、同規模以上のものがあります。
- ・建築単価が上がっていると聞くが、設計や予定 価格にどのように反映しているのか。
- ・物価本が年4回更新されるので、その最新単価 を適用している。コロナのウッドショックのよう な場合は材料があがった証明をもらって変更契 約等することはある。

・それは一度契約した後にか。

・そうです。

この契約はどうですか。

・まだ発注して間がないので今のところはありません。

- ・最近は見積もりの有効期間が非常に短く1か月 もたつと金額が変わると聞くがどうか。
- ・大規模工事になると工期が遅れることも聞く。 どのようにコントロールしていくのか。材料が入ってこないとか。
- ・電気設備、機械設備と本体とわけて発注しているが、一括発注か分離発注かはどう決めるのか。
- ・担当課でなく契約検査課で判断。
- ・一括発注で受けていれば同じものをつくっているから施工状況や下請けなども情報共有できる。 個別に契約となるとうまく進められるのか。
- ・議会の議決案件はいくら以上だったか。
- ・今回は1億4千万少々。電気と機械を合わせるとあきらかに1億5千万を超えるが。
- ・変更契約を議会へ提案することになるのか。そこで駄目とはならないと思うが、そうなると困るのでは。
- 〇市営浅尾住宅 0-1-1 ほか5部屋空家修繕外

・空き家修繕と設備修繕の違いは。

- ・価格があまりにあがるようならインフレスライドといったことも出来るので要相談です。
- ・工期は9月末としておりかなりみているつもり。納期遅れは電気類でいくらか聞くが今から準備しておけば大丈夫かと。工事完了後施設を使用したいという要望があるので、遅れないよう注意していきたい。
- ・中小企業庁から分離発注についての通知があります。市としてこういった建築工事は従前から、 建築、機械、電気の3本にわけています。ただし 分離してあまりに少額である場合は一体とする こともあります。
- ・担当課と協議しながらになりますが、基本は分離です。
- ・毎週定例の会議をしています。お互いに聞きたいところが出てくるので情報を共有する。そういう場をできるだけ設けています。
- ・予定価格が1億5千万以上です。
- ・今回あえて分けているものでなく、従前から分離で発注しているもので方針は変わっておりません。後で追加の変更や資材等の高騰で1億5千万を超えると議会議決が必要です。
- ・変更後の契約金額が1億5千万を超える場合は、変更契約について議会の議決が必要になります。必要な変更はしなければなりませんが、超えるようですと議会ともよく協議しながら進めてまいります。

(建築住宅課)

- ・市営住宅の老朽化が進んでいるが、その場所によっては浸水の被害が続いているため、他地域の空いている部屋を改修し移ってもらおうとするもの。一度に話がまとまったグループがあったのでそれは入札とし、個別に話がついたものは随意契約が出来る範囲の額であったので随意契約とした。
- ・空家修繕が全般的なリフォーム。設備修繕が入 居直前の給湯関係とか電気関係とか畳とかの細 かいところと思っていただければ。

- ・空家修繕は入居者が決まる前に実施し、設備修 繕が入居者が決まってから実施しているのか。
- ・入居が大方決まって空家修繕で大体のことをし て、入居直前に細かいところをするイメージか。
- ・入札と随意契約と分けている意図は。
- ・まとめて1本で契約した方が1部屋あたりの金 額的は安くなるのでは。
- ・あくまでも入居者の意思を基準に個別に契約し たと。この調査の締め切り以降、そういう修繕を 随意契約として契約しているのか。
- ・どこまで個別に対応するのか。
- ・バリアフリーとかそういうことか。
- どこまで聞くのか。コストもかかることだし、 個別に随意契約するという行為も非効率では。個 別の要望もどこまでという線引きがわからない が、特別仕様となったらその人が出て行って次の 人になったときに困らないか。入居者の人は基本 的に要望を聞いてくれると思って言っているの
- ・移転してもらうということと一般の公募の違い はわかったが中々難しい。
- ・大方移転が決まった段階で空家修繕をかけて、 入居の直前に設備修繕をかけるという2段階に なるのか。引っ越しをすると話ができていて、同 じ状況に設定することも決まっているのに2段 階になるのがわからない。
- ・市の都合で移転してもらうから至れり尽くせり と。元々住んでいるのが市営住宅であり、自分の | 差があっては困るといった個別の事情に対応し 持ち家を収用等で移転とは違うと思うが、そこま で完全にするのはなかなかない。

- ・空家修繕も入居者が決まってからで、設備修繕 は入居の直前です。
- ・今まで住んでいた環境とほぼ同じ状態に改修し ます。人それぞれ状況は異なります。お湯のでる 場所、洗濯機の場所、そこを細かく決めてからの 改修になります。
- 入札は6軒分がグループで話がまとまったの で、その分を入札としたもの。別の住宅から移転 するものもあり、まとまって決まらないので、そ れは個別に随意契約としています。
- ・入札も随意契約も金額は変わりませんでした。 施工する日にちの設定が限られているので、個別 に随意契約とした方がやりやすいこともある。
- ・まだ協議している案件もあります。今年度に移 りたいという意思表示があれば今年度と思って いますが、工期や、個別の理由、家庭内の環境な どの事情により個別に対応せざるを得ないと考 えています。
- ・支援が必要な方もいて、移る時期など個別対応 が必要です。
- ・そうです。その方用に合わせる必要があります。
- ・移転事業ということで、現在の状況に合わせる というもので、一般の公募の方とは違います。

- ・空家修繕が終了したら本人を連れて行って、希 望を確認しながらとしています。
- ・決して贅沢にというわけではなく、体調面や段 ています。

- 贅沢しているつもりはないだろうが、贅沢言う 人もいないか。どう線引きしているのか。
- ・予算の都合もあると思うし、個別に聞いて無理 かなという判断はどうするのか。
- ・だいぶ特殊な契約のようであり、状況は理解で きた。

〇総社・一宮バイパス配水管布設工事

- ・調査は入札の際に積算内訳書を出してもらい書 面審査をするのか。
- ・低入札価格調査を実施するかどうかは、要項か なにかで決まっているのか。事前にこの案件はや ったほうがいいと相談しながら決まっていくの | これまでの経緯ですと, 土木や水道工事ですと1 か。
- ・それは設計価格を基準として。
- ・調査基準価格とか失格基準価格は設計価格をも とに算出されるのか。
- ・調査基準価格を下回っているから調査したと。 その価格はどうやって決まるのか。
- ・3条を読んでもよくわからない。 システムで計 算されるのか。

- ・度を超えた要望などの主張が強い人には断るこ ともあります。
- ・少なくともいま住んでいる状態よりバージョン アップということはありません。今使っている機 器が使えるなら移転先に持って行って使っても らいます。

(上水道課)

- ・10月13日に公告し11月5日に開札。11月 12 日に低入札価格調査を実施した。調査は要領 に基づき実施しており、調査基準価格を下回り、 失格基準価格を上回った者から調査を行い、契約 の履行をなされない恐れがないか確認をした。問 題となる事項がなかったので、11月19日に契約 を締結した。
- 材料や労務などの単価を確認しています。

(事務局)

・具体的ないくら以上といった決まりはないが、 億円位。建築工事ですと1億5千万位がラインで す。

(事務局)

- ・そうです。
- ・そうです。
- ・設計価格をもとに調査基準価格を算定していま す。低入札価格調査実施要領の第3条により算出 しています。

(事務局)

・システムでなくて手計算です。3条ですが、設 計書に出てくる項目から直接工事費に 97%を, 共通仮設費に90%を、現場管理費に90%を、-般管理費に 55%をそれぞれ乗じて得た額の総額 が調査基準価格になります。その総額が設計価格 と比較し75%以下であったら75%と,92%を超 えた場合は92%にすると記載しています。

・ここにある直接工事費等の記載は設計書に記載

(事務局)

されているものか。

- ・この要領は公開されているものか。
- ・応札されている各社はおおよその数字は分かるものですか。
- ・どの位を入れたら調査の対象となるというのは 分かると。
- ・1者だけこの中で安く入れているが何か理由があったのか。

- ・最低制限価格を採用した場合は、最低制限はいくらというのは公告に記載するのか。
- ・最低制限価格も要領等があるのか。
- ・最低制限価格も各社概ね算出出来るのか。
- ・そこを下回ると失格ですか。
- ・失格基準価格も概ね算出出来る。
- ・最低制限価格は下回ると失格。どうしてもとり たい場合はそれに近い額に業者が固まったりす るのでしょうか。

・そうです。今回は調査基準価格が設計金額の 90.06%ですので、75~92%の間に収まっています。

(事務局)

・市ホームページに掲載しています。

(事務局)

・計算は出来ると思います。

(事務局)

- そうだと思います。
- ・どうしてもとりたかったのかと。あとで聞いた話ですが、他社もとりくるかと思っていたがそうでもなかったと。今回の工事が今年の12月までの長期であり、他の工事発注の少ない4月5月にも施工出来るのでとりたかったと。

(事務局)

・開札時に数字を見たときに応札間違いかと思ったが、その際にも積算内訳の確認があり、それをみると同額であった。間違いなくとりたかったのかなと。

(事務局)

・最低制限価格制度を適用します,若しくは低入 札価格調査制度を適用しますといった記載にな りますが、具体的な金額は記載しません。

(事務局)

・あります。これもホームページに掲載しています。

(事務局)

・概ねは出来ると思います。

(事務局)

・最低制限は失格です。低入札は失格基準価格を 下回らなければ失格となりません。

(事務局)

・概ねは出せると思います。

(重終局)

・工種や時期にもよりますが、最低制限価格に近いところで落札となる場合が多いので、予算的にもありがたいと思っています。

〇第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高 裁判所裁判官国民審査公営ポスター掲示場の作 成設置,維持管理及び撤去委託業務外1件

(選挙管理委員会)

- ・どちらの業務もほぼ同じ内容でポスター掲示場 を市内213か所に設置するもの。対象となる選 挙は参議院、衆議院、県知事、県議、市長、市議 と6つあり、特に市議の掲示場は5メートルくら いの大きいもの。他の選挙は概ね畳一枚くらい。 更地には支柱等を使い、ガードレール等あればそ こに付ける。設置して風等で倒れた際の維持管理 をして、選挙後にすみやかに撤去する。そこまで が業務。これまで見積もり合わせとしてきたが、 この委員会でのご指摘もありましたので、9月の 市議選については準備期間もあるので入札とし、 衆議院については時期が読めないことから従前 どおり随意契約とした。衆議院選挙の日程によっ ては、市議選の看板撤去と衆議院の看板設置との 時期がかぶるのかかぶらないのか。タイミングが 難しかった。
- ・各者の入札額にばらつきがある。予定価格に対 して半額に近い額での落札となっているが。
- ・設置する掲示板の大きさが若干違うが、直近の選挙である県知事選挙の落札額や、その前の参議院選挙の落札額と比較しながら予定価格を考えております。確認していないので想像ですが、市議のほうは落札された者が実績づくりとして取りたかったということではないかと。衆議院のほうは、市議でとれなかった者が市議の価格を勉強されて、これまでの応札額より低めに応札した結果ではないかと。
- ・市議と衆議院で委託する業務内容はほぼ同じで あるが、予定価格に差があるのは大きさの違い か。
- ・そうです。市議選は5メートル×1.5メートル。衆議院は2メートル×0.9メートルくらい。 3倍くらい違います。
- ・ボードは毎回作って毎回廃棄するのか。そういうものですか。
- ・再生ボードと指定はしているが、実際は選挙名 や QR コード、選挙日程等いろいろと印字してい るので再利用は出来ないと思います。
- ・毎回違うところもあるが、毎回使いまわせると こともあるのかなと思うが。大きさや形の指定が あるのか。
- ・市議と市長はこちらで考えられるが、衆議院、 参議院、県知事、県議は県から指示があります。
- ・もったいないなと思ったのですが、一部分のみオリジナルで作れないかなと。
- ・1枚の厚みが3センチですので213枚だと厚みだけで6メートルを超えます。残しておくと、かなりかさばるのでは。
- ・市議選での落札者がその後の衆議院選で落札できていないというか、かなり高めの額を入れている。市議でとれなかった者が衆議院で頑張って安く入れて落札している。何か要因が考えられる
- ・市議選のほうで落札率が低かったのは飛び込みなのかなと判断しています。2番目の者もこれまでより頑張った数字で、前回より1枚当たり1割以上低い金額でした。さらに頑張ったのが落札者

か。適正価格はいくらなのかな。2社しか見積もりをとらなくてよかったのかなと。

かと。市議選の際の落札額はその場で公表するので、そこを参考に衆議院の際に見積もりをされたかと。市議選の落札者が衆議院選で高く見積もったのは、業務の都合なのかやってみて面倒におもったのか確認していません。2者でということですが、衆議院選は時間が全くないので、熟知しているといいますか、直前の市議でされた者、これまで実績のある者としました。市議をとられた者はその際に213か所全部見て回られて疑問点など質問が多数いただいた。そういうことが衆議院選挙では新規の業者でとなると、立候補の5日前までに設置ということが出来ない可能性があります。

- ・213か所は同じ場所か。
- ・市議でとりたくてとりにいったと思われるが者が、次の衆議院でとりにこなかったのはどうなのだろうか。
- ・入札にして競争原理は働いたと。

- ・ほぼ同じです。ここ何年も変わっていません。
- ・業務都合なのか、実際やってみて設置などかなり大変だったから遠慮したのか確認はしていません。
- ・次の参議院はまた入札と思っています。ボード 1枚なので立て方としては簡単ですが、どうなる かという不安はあります。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回は6月定例会になります。議会の日程がまだわからないので初旬か下旬で複数日候補 を頂けると幸いです。

- →令和4年6月1日(水)か3日(金)かの午前10時からで。
- 2月下旬になるかと思いますが日程が決まり次第連絡いたします。次回の選定の当番は小寺委員になりますので、よろしくお願いします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして令和3年度第3回の委員会を終了します。